

工事完了報告書の提出について

茨城県では、長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第12条の規定により、工事完了の報告を求めています。

つきましては、下記により関係書類の提出をお願いいたします。

1. 提出書類

①茨城県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第5条2項の規定に基づく工事完了報告書(様式第3号)

②建築士による工事監理報告書の写し

または

登録住宅性能評価機関による建設住宅性能評価書の写し

③検査済証の写し

④軽微な変更を併せて報告する場合は変更部分に係る申請書及び図面等

※②～③については、認定長期優良住宅建築計画に従って建築工事が行われたかを確認するための参考資料として提出をお願いいたします。

※なお、②の書類により難しい場合は、建設工事受注者による発注者への工事完了の報告書等

2. 提出部数

正・副2部(受理後、副本を返却します。)

3. 提出方法

下記提出先にご持参ください。

4. 提出先(担当課連絡先)

ご不明点等ございましたら下記までお問い合わせください。

[お問い合わせ先]

〒310-8555 水戸市笠原町978番6

茨城県土木部都市局住宅課

民間住宅・住宅指導 G(庁舎20階)

TEL 029(301)4759 (直通)

FAX 029(301)4779